

令和3年度ドライブレコーダー導入助成金交付要綱

兵庫県交通共済協同組合

(事業趣旨)

第1条 兵庫県交通共済協同組合（以下「組合」という。）は、組合員事業所の交通事故抑止対策の一環として、ドライブレコーダー（以下「機器」という。）及び専用解析ソフトウェアを導入した組合員に対しその経費の一部を助成する。

(対象機器)

第2条 助成対象の機器は、原則として令和3年度兵庫県トラック協会の助成対象（スマートフォン活用型は除く）の機器とする。

2. 機器の装着にあつては道路運送車両法の保安基準に抵触しないものとする。

(助成額等)

第3条 助成額は、組合の対人共済契約をした事業用貨物自動車に当該年度に新たな機器を導入し装着した場合、1台当たり1万円を交付する。また、専用解析ソフトウェアについては、別途導入費用がかかった場合につき1組合員当たり1万円を交付する。

ただし、助成額は、導入費用を超えず、かつ、国及び他の機関の助成等を含めた助成額の合計が、導入費用を超えない範囲で交付するものとする。

2. 助成対象数は、1組合員当たり対人共済契約車両台数の範囲内とし、申請台数は車両に装着する機器については20台、専用解析ソフトウェアについては1セットを上限とする。

(助成金の申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする組合員（以下「申請者」という。）は、「ドライブレコーダー導入助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、組合理事長に提出しなければならない。

2. 申請書の提出期間は、令和4年1月末日までとする。ただし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第5条 組合は、申請者から前条の申請書等の提出があつたときは、速やかにその内容を精査し、交付条件に適合すると認められるときは、申請者に対し助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、組合は助成金の交付を受けた組合員（以下「助成金受領者」という。）に対し期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

- ① 申請書の内容に虚偽があった場合、若しくは他の法令等に違反したとき。
 - ② 助成対象の車両が、助成金の交付を受けた日から起算して1年以内に対人共済契約を解約したとき。
- 2 助成金受領者は、第1項に掲げる各号に該当事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

(財産の処分制限等)

第7条 助成金受領者は、関係法令等に従い、導入した機器を適正に保守管理しなければならない。

2. 助成金受領者は、機器の装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。

(映像記録の活用)

第8条 助成金受領者は、当該車両が事故を惹起した場合は、当該事故に係る事故速報用紙「ドライブレコーダー機器の有無」の欄に必要事項を明記することとし、かつ、組合が当該事故に係る映像記録を求めたときは協力すること。

(その他必要な事項)

第9条 組合は、助成金受領者に対し本助成に関する報告を求めることができる。

付 則

1. この要綱は令和3年4月1日から施行する。
2. この要綱第3条第1項にかかわらず令和3年2月1日以降、新たに機器を装着したものに遡及して適用する。